

小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本設計方針 骨子案

1 基本設計方針策定の目的

小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本設計や実施設計を円滑に進めるため、令和3年度に策定した小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画の整備コンセプトや整備方針を踏まえ、施設の整備水準や設計の基本方針を整理します。

小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画（令和4年3月）より抜粋

○ 整備コンセプト

「子どもたちが快適に学び、また多世代がつながり高め合う 地域の拠点となる学校をめざして」

○ 整備方針

(1) 小学校

- ① 多様な学習活動に柔軟に対応できる学習環境の整備
- ② 安全・安心で快適な学校空間の整備
- ③ 地域を愛し、地域に愛される開かれた学校づくり

(2) (仮称) 地区交流センター

- ① 新たな活動を生み出す地域コミュニティの拠点
- ② 様々な人々が活動しやすい施設づくり
- ③ 人々の「地域のために」という想いを大切に、地域貢献や地域還元に役立つ施設づくり

(3) 学童クラブ

- ① 将来的な児童数に応じた学童クラブの設置
- ② 子どもが安心して過ごし、様々な交流が図られる施設づくり

2 施設の整備水準

(1) 小学校

① 施設規模

市制施行100周年（2062年度）に向けた学校の統合・配置の考え方に示された学級数の適正規模を踏まえ、最新の小平市人口推計補足版を活用して児童数を推計することにより、必要な学級数を想定します。学級数が不足する場合は、普通教室に転用可能な多目的教室等を確保したうえで、学校内の教室の運用上の工夫等により対応することとします。

② 整備機能

(ア) 学習機能

従来の学習機能に次の機能を加えた施設とします。

◇多様な学習活動が展開できる空間の整備

普通教室の広さについては、J I S規格が変更され児童の机サイズが大きくなったこと、G I G Aスクール構想によるI C T機器活用の拡大により学習者用端末を含む学習用具の

置場が必要になったこと、教科書やランドセルの大型化などの物理的要素や、机間指導や多様な学習活動を展開する必要性などの教育的要素により、従来では狭隘になっていることから、72㎡程度の面積を整備します。

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるため、多様な学習活動に柔軟に対応できる空間として、廊下側の壁を可動壁とすることで、教室と廊下を連続する空間として活用できるオープンスペース（教室に隣接して設ける多目的スペース）を整備します。なお、敷地の制約等により、オープンスペースの導入が困難な場合は、この限りではありません。

主体的・対話的で深い学びを実現するため、学校図書館を、対話や発表をしながら学習を進めるためのラーニング・コモンズ※¹として整備します。

◇多様な教育的ニーズのある児童への対応

教育上多様な支援を必要とする児童に対して、一人一人の児童の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を実施するため、不登校支援スペース、クールダウンスペース※²、を整備するほか、特別支援学級等の整備を検討します。クールダウンスペースは、カウンセリングルームや特別支援教室等、その他の居室との兼用を検討します。

また、間仕切り、簡易テント等により、個別のスペースの確保に配慮します。不登校支援スペースについては、他の児童からの視線に配慮し、原則として職員室に近く、普通教室から離れた配置とします。

(イ) 地域交流機能

学校運営時間以外に地域住民が利用できる施設とします。

◇地区交流スペース

学校と地域との交流スペースとして多目的ホールを整備します。

◇地域開放室

生涯学習に係る学習・文化の振興及びスポーツの普及並びに子どもの安全な遊び場を確保するため、学校教育に支障のない範囲で次の教室等を開放します。

- ・普通教室（外国語教室、多目的教室）
- ・特別教室（家庭科室、音楽室、図工室、学校図書館）
- ・体育館、校庭等

◇地域学校協働活動

学校教育活動を支える地域教育コーディネーターや地域住民等のボランティア、放課後子ども教室などが活動しやすいよう事務室を整備します。

(2) (仮称) 地区交流センター

① 施設規模

新建物を整備するにあたり、複合化による廊下や階段等の共用化、貸し部屋の多目的化により単独施設と比べ効率的な運営を目指し、面積の縮減を図ります。延べ床面積は、小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、用途地域等を踏まえ、約600㎡程度とします。

※1 紙媒体の図書や電子情報など、様々な情報が活用できる機能を持ち、読書や調べ学習、グループでの対話や発表などが可能な空間のこと。

※2 障がいのある方が、気持ちを落ち着かせてパニックを防ぐことを目的としたスペース。外部の音や視線の遮断、掲示物をなくして見える情報を減らすなど様々な方法があります。

貸し部屋は目的別に設けるのではなく、会議、学習、講座、集会等に供する多目的室を設け、様々な用途で利用できる部屋とします。

② 整備機能

事務室、ロビー、ホール1つ、多目的室（洋室複数・和室1つ）等を設けます。

設備面では、ICT機器を活用した地域学習や交流など、多様な活動に対応できる設備を検討します。

(3) 学童クラブ

① 施設規模

児童数の推計から登録児童数を想定し、児童1人につき、おおむね1.65m²以上を確保します。

② 整備機能

児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えます。

放課後児童健全育成事業の支援の提供に必要な設備及び備品等を備えます。

室内のレイアウトや装飾、採光、換気等児童の保健衛生にも配慮し、児童が心地よく過ごせるような工夫、設備を備えます。

児童の発達段階に応じた遊びや活動ができるような空間や設備、備品等を工夫します。

3 設計方針

(1) 配置計画

敷地の形態や広さを考慮し、建物部分とその他の部分との均衡を図りながら、複合化する各施設へのアクセス性や安全性を考慮し建物を配置します。

各施設の室内や屋外運動場へ、適度な日照、通風を確保できる建物配置とするとともに、周辺住宅等への、日影やプライバシー、音等の影響に配慮した配置とします。

災害時における、児童等の安全な移動経路を確保するとともに、避難所機能を確保する観点から、工事中における体育館の存続性について配慮します。

① 配慮事項

(ア) 安全性

◇学校施設と（仮称）地区交流センターの出入り口は分離します。

◇校庭は校舎から見通しの良い場所に配置します。

(イ) 利便性

◇体育館は校舎に近接または一体として配置します。

◇（仮称）地区交流センターは、利用者の利便性や学校との交流、運営管理上の機能を考慮した配置とします。

(ウ) 防災

◇体育館は、災害時の一次避難所機能を想定した配置とします。

◇（仮称）地区交流センターは災害時の二次避難所機能（福祉避難所機能）を想定した配置とします。

◇災害時の避難動線や消防活動スペースを考慮した配置とします。

(2) 平面計画

各諸室は、その用途や目的別のまとまりを形成し配置するとともに、それぞれのまとまりの利用者が異なるまとまりのある活動空間を通り抜けることなく、円滑に移動することができるよう空間を構成します。

また、各諸室の位置は、それぞれの特性や関係性に配慮した配置とし、学校と地域の交流の核となるよう多目的ホール（交流スペース）を学校内に配置します。

将来の学級数の変動や用途変更に対応できるよう、構造壁の配置や床の積載荷重、排煙区画の設定に留意します。

災害時を考慮し、複数の避難経路を確保できる計画とするとともに、災害復旧時における教育活動の早期再開の観点から、避難所機能と教育機能の区画や動線を分離できるよう計画します。

① 配慮事項

(ア) 学習環境

◇普通教室

- ・適度な採光、通風を確保できる位置に配置します。
- ・同一学年又は低・中・高学年でのまとまりを形成します。
- ・学年間でクラス数が異なる場合にも、学年ごとのまとまりが保てるよう柔軟なクラス編成が可能な配置とします。

◇算数教室

- ・習熟度別学習に対応できるよう普通教室に近接して配置します。

◇多目的教室

- ・生活科や少人数教室、ランチルーム、会議室としての利用等、多様な利用状況を想定し、他室との連携した利用が可能な配置とします。

◇特別教室

- ・学習の領域を横断したものとなるよう、関連のある教科の諸室をまとめて配置します。
- ・高学年教室に近接した配置とします。

◇家庭科室

- ・多目的室などランチルームとして利用できる室との動線に配慮した配置とします。

◇学童クラブ

- ・校庭、体育館等の活用を想定した配置とします。
- ・放課後子ども教室との連携が図りやすい配置とします。

(イ) 安全性

◇特別教室

- ・地域開放を想定する特別教室は、児童の安全性に配慮した配置とします。

◇職員室

- ・校庭が見える位置に配置します。

◇事務室

- ・日常的に人の出入りが管理できる位置に配置します。

◇地域開放室

- ・学校の利用動線と重複しない位置とします。

◇多目的室（交流スペース）

- ・多目的室は、学校と（仮称）地区交流センターの間に設けるとともに、（仮称）地区交流センターの事務室を隣接させ、事務室には、事務室側から多目的室が見通せる窓を設けます。

（ウ）利便性

◇特別教室

- ・地域開放を想定する特別教室は、（仮称）地区交流センターからの動線に配慮した位置とします。

◇地域開放室

- ・地域開放を予定している諸室は、その他の諸室と区分したまとまりとし、（仮称）地区交流センターからの動線に配慮します。

◇保健室

- ・児童の利用しやすい位置とするとともに校庭からもアプローチしやすい配置とします。

◇用務員、警備員室

- ・校庭からもアプローチしやすい配置とします。

◇体育館

- ・スポーツ開放等を想定した配置とします。

◇トイレ

- ・教室から利用しやすい配置とします。

◇屋外トイレ

- ・地域開放を想定し校庭から利用できる位置にトイレを設けます。

（エ）可変性

◇外国語教室

- ・普通教室への転用を想定した配置とします。
- ・普通教室として転用しない場合は地域開放を想定します。

◇多目的教室

- ・普通教室への転用を想定した配置とします。
- ・普通教室として転用しない場合は地域開放を想定します。

（オ）プライバシー

◇特別支援教室

- ・保健室や多機能便房と近接した配置とします。
- ・クールダウンスペースとして利用可能な配置とします。

◇カウンセリングルーム

- ・入室に対する児童の心理的負担を配慮し、保健室と近接した配置とします。

◇不登校支援スペース

- ・職員室、カウンセリングルーム、昇降口等に近接した配置とします。

（カ）防災

◇階段

- ・災害時の避難を考慮し、わかりやすい位置に計画し、採光の入る明るい空間を計画します。

◇給食室

- ・災害時に調理場として利用しやすい配置とします。

(3) 各室計画

普通教室などの各室は、学習内容・学習形態等の変化、学習方法の進展に柔軟に対応し得るよう計画するとともに、日常的なICTの活用を考慮し、情報端末の収納場所や充電場所等を確保します。

特別教室は、教育内容・教育方法等に応じて、それらの教科等に必要な機能を確保できる面積とします。

また、特別教室に付設される準備室は、教員の執務、実験・実習等の準備及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とします。

体育館については、式典などの際に、全校児童が着席可能なアリーナやステージなどを整備します。

プールについては、敷地の有効活用や天候に左右されずに水泳授業の実施が可能となること、水質管理などの維持管理業務に関する教職員の負担軽減、修繕費等の削減などの観点から、学校敷地内にプールを設置せず、「東部公園プール再整備・萩山公園プール跡地活用に関する基本的な考え方（令和5年5月）」を踏まえ、東部公園プールの利用を前提として検討します。

(4) 外構計画

運動場の広さは、学校教育法に基づいた、小学校として必要な面積を確保するとともに、150mトラックと50mの直線コースを設けられる広さとします。

また、日影の影響などにより、降雨時の水はけや降雪時の融雪が滞ることが想定される場合には、当該部分に全天候型の舗装とします。

学校関係者や（仮称）地区交流センター利用者ための駐車場及び駐輪場を設けます。

(5) 設備計画

各設備は、各施設で要求される性能を安定的に確保できる器具やシステムを計画するとともに、省エネルギー性などの環境負荷低減の視点や、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮し計画します。

各機器等の設置については、地震時においても落下・転倒等による危険の生ずることのないよう計画します。

また、設備機器や設備部材の耐用年数は、建築物に比べ短期となり建築物のライフサイクルの中で数度の更新が必要となることから、それらの更新性やメンテナンス性に配慮したスペースを確保します。

① 機械設備

(ア) 給水設備

給水方式は、次の方式の中から衛生面やコスト、保守性などを比較し選定します。

(イ) 雨水設備

雨水を水源とした雨水槽を設け、トイレの洗浄水等に活用します。

(ウ) 排水設備

排水の処理は、下水道の合流式、分流式の区分に従い処理するものとし、雨水の処理は、それぞれの区分に従い処理します。

(エ) 衛生器具設備

学校のトイレへ設置する便器や洗面器は利用する児童の体形に合わせた高さに設置します。

(オ) ガス設備

都市ガスの利用を基本とするが、災害時の活用が想定される部分については、L P ガスの利用も検討します。

(カ) 冷暖房設備

施設の居室となる部分については、冷暖房設備を設置します。

冷暖房方式については、電気やガスなどの熱源毎にコストや保守性などを比較し選定します。

屋外機の設置場所は、近隣への騒音や敷地の有効利用を考慮し、屋上への設置を検討します。

(キ) 換気設備

居室に設置する換気設備は、省エネルギー性を考慮し全熱交換型換気扇とします。

② 電気設備

受変電設備は、敷地の有効利用を考慮し、屋上への設置を検討するとともに、使用する変圧器は、省エネルギー性を考慮しトッランナー型を選定します。

照明器具は、L E D型を基本とし、器具の選定にあたっては、ブルーライト対応型のものを選定します。

時計設備は、時刻の正確性と各室の表示の連動性、コスト面を考慮し、電波式とします。

(6) ユニバーサルデザイン

施設を利用する児童、教職員、保護者、地域住民等によって、わかりやすく、安全で、利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点を考慮した設計とします。

(7) 環境配慮

小平市第三次環境基本計画や小平市第二次下水道プラン等に基づいた、「公共建築物のエコデザイン」の方針により、太陽光発電設備の設置を基本とし、Net Zero Energy Building (Ready) の性能を視野に入れながら、次の環境配慮施設や設備等を整備します。

(ア) 太陽光発電設備

(イ) 雨水貯留施設

(ウ) 雨水浸透施設

◇透水型舗装

◇浸透トレンチ、浸透柵の設置

(エ) 省エネルギー設備

◇L E D照明

◇ヒートポンプ式エアコン

◇全熱交換型換気扇

◇自動水栓

◇人感式照明スイッチ

◇節水型便器

(オ) 日射負荷の低減

◇庇の設置

◇L o w E ガラスの採用

◇外壁、屋根の断熱化

(カ) 再生材の活用

◇エコセメント二次製品の活用

(キ) 多摩産材の活用

◇内装材の木質化

(8) 緑化計画

緑化に当たっては、「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、緑化面積の確保に努めるとともに、次の点に配慮した緑化を行います。

(ア) 配慮事項

◇既存の樹木は可能な限り生かし、実のなる木や草花、水辺の配置、昆虫や鳥などの生物多様性への配慮など多彩な緑化を行います。

◇緑化の際は、東京都環境局作成の「植栽時における在来種選定ガイドライン(東京都環境局)」を基本として樹種を選定します。

また、環境省選定の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」掲載種は使用しないこととします。

(9) 防災計画

小学校は、災害対策基本法上の指定避難所に位置付け、一次避難所とし、(仮称)地区交流センターも同様に、災害対策基本法上の指定避難所に位置付け、福祉避難所とします。

① 整備機能

(ア) 避難所機能

◇一時避難所 小平第十一小学校

◇福祉避難所 (仮称)地区交流センター

(イ) 耐震性能

一般の施設に比べ、1.25倍の耐震性能を確保する。

(ウ) 非常用電源

避難所の室内環境や通信機能を確保するための非常用電源設備を設ける。

(エ) 非常用飲料水

発災時の断水率を考慮し、避難所に必要な飲料水を貯留する。

(オ) 災害用水利

地域の火災時の消防用水としての活用や、災害時のトイレ洗浄水などの生活用水として、最低3日から7日分の水量を確保する。

(カ) マンホールトイレ

避難者のためのトイレ機能を確保する。

(キ) 非常用通信設備

◇移動系防災行政無線(半固定型)

◇固定系防災行政無線

◇特設公衆電話

(ク) ヘリサイン

4 各種計画の評価

施設の配置計画や平面計画等は、敷地の方位や建物の形状などにより複数の案が想定されることから、本方針の中で、それぞれの計画案の特性を評価し一定の整理を行います。

評価にあたっては、文部科学省の「学校施設整備指針」で示された留意事項を踏まえ、学校施設を整備・活用していく上で重要となる、安全性、快適性、学習環境への適応性、地区交流活動への適応性、周辺環境への適応性、自然環境への適応性、経済性、可変性の8分野を評価軸とします。

また、評価の対象は配置計画と平面計画とします。

- (1) 配置計画 敷地の形状に合わせて、東西南北それぞれに建物を配置した案を比較します。
- (2) 平面計画 各方位に建物を配置した場合の内部計画について比較します。